

平成30年度第2回 新潟市区自治協議会会長会議

- 日時 平成30年10月19日（金） 午後4時00分～午後5時00分
- 会場 新潟市役所本館6階 第2委員会室
- 出席者（行政区順）
  - ・ 倉島 敏弘 会長（北区）、後藤 岩奈 会長（東区）、田村 幸夫 会長（中央区）、小林 勲 会長（江南区）、杉本 昭彦 副会長（秋葉区）、小田 信雄 会長（南区）、岩脇 正之 会長（座長 西区）、長井 正雄 会長（西蒲区）
  - ・ 事務局
- 傍聴者0名（うち報道0名）

事務局（加藤市民協働課長補佐）

平成30年度第2回区自治協議会会長会議を開催させていただきます。

大変恐れ入りますが、本日の会議の様子は記録用として撮影及び録音させていただきます。

なお、本日の会議は概ね午後5時までとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

それでは、これより会議の進行は岩脇座長からお願いします。

座長（岩脇会長）

それでは、次第に沿って進めていきます。

はじめに、議題（1）区自治協議会条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局（今井市民協働課係長）

よろしくをお願いします。市民協働課の今井です。

一つ目の議題、区自治協議会条例の一部改正について説明します。区自治協議会制度の見直しについては、これまで委員の皆さまから多くのご意見を賜りながら丁寧に進めてきたところですが、先月の新潟市議会9月定例会において、提案どおり条例改正の可決がなされました。以前からの説明と重複する部分もありますが、改めて条例改正の概要について説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。こちらの資料については、9月の市民厚生常任委員会で配付した資料になっています。

まず、左側の「1 改正の概要」についてです。「（1）改正理由」ですが、自治協議会が設置されてから10年が経過し、提案事業の実施など自治協議会の役割が多様化してきており、委員間での認識が異なるなど課題が生じてきました。そこで、昨年度、区自治協議会のあり方検討委員会を設置し、各区自治協議会や会長会議、自治協議会委員研修会、市議会からいただいた様々な意見を踏まえ、検討を行いました。

検討委員会では、「柔軟な運用ができない」、「区の独自性・地域性を反映

できない」などの意見を踏まえ、本市独自の協議会として、「これまで以上に組織のあり方を区の実情に合ったものにする」という方向性を打ち出しました。これを踏まえ、今回、制度改革を行ったものです。

次に、「（２）改正のポイント」です。資料にありますとおり、委員の住所要件を緩和する。委員構成を再整理し明確化するとともに、再任回数に関する規定をなくす。自治協議会の役割を、現在の実情にあった形に明確化する。地方自治法に縛られない本市独自の協議会とするものです。

続いて、具体的な改正事項をまとめた「２ 改正の内容」をご覧ください。「（１）委員の住所要件・構成・任期について」です。表の左側の列には改正趣旨、中央の列は改正前、右側の列は改正後となっています。まず、表の１段目は、住所要件を緩和することで適切な委員委嘱ができるようにするため、現在、区内に住所を有する者となっておりますが、区長が特に認める場合は市内に住所を有する者へ緩和します。例えば、大学がない区で、区のまちづくりに密接な関わりがある大学教員を自治協議会の委員にしたいが、住所地が区外にある場合でも委嘱ができるようにするものです。なお、公募委員については、欄外の※印にあるとおり、区民による区政への参画機会を確保するため、区内に住所を有する者に限るように運営指針により規定します。

ここで、資料１－２、新潟市区自治協議会運営指針を参照させていただきます。この後も少しずつこちらの資料の説明が入りますが、よろしくお願ひします。

９ページをご覧ください。９ページには、留意事項として住所要件について記載されています。下段に表がありまして、基本的には個人選出の第３号委員については区内に住所があることが要件になりますけれども、区長が特に認める場合については区外であっても市内在住であればよいこととしております。

資料１－１にお戻りください。左側、改正の内容（２）の２番目、必要最低限の委員構成を明確化し、議論の活性化を図りやすくするについては、第１号委員に、コミ協の連合組織を含むこととするものです。また、公共的団体から選出される者と、有識者や公募委員という個人とに区分して整理しました。また、現在、区によってはコミュニティ協議会数が多く、全てのコミュニティ協

議会から委員を選出すると人数が多く、議論がしづらいなどの意見があったため、より活性化した議論が行えるよう、連合組織単位で委員を選出できるようにいたします。

こちらについても、資料1-2の11ページに記載があります。「(4) 条例各号における委員資格等」の①のところですが、「区内の地域コミュニティ協議会等の選出者(第1号委員)」です。原則は区内のすべての地域コミュニティ協議会から委員を委嘱していただくことになっていますが、数行下のほうに対象となる連合組織ということで、市内に9つのコミュニティ協議会連合組織を載せております。例えば、代表者が選定されていること。それから、会の中で連絡調整や情報の収集、交換が行われていること。それから、組織としての意思決定ができること。これらを兼ね備えた団体であれば、連合組織からもコミュニティ協議会代表者を出せるという条例改正になっています。ただし、これは必ず連合組織から出してください、もしくは個々のコミュニティ協議会から出して、プラスアルファでここから出せるという意味ではなく、委員数を減らして議論を活発化するためには、こういったやり方もあるという例示です。

また資料1-1に戻っていただきたいと思います。左側の表の一番下です。コミ協・公共的団体等の実質的な代表者からの団体を背負った発言が行われやすくなるようにするということですが、現在は、コミ協委員は再任2回で通算6年、それ以外の委員は再任1回で通算4年となっておりますが、条例上、再任回数の制限に関する規定をなくすこととします。ただし、公募委員については、区民による区政への参画機会を確保するため、欄外の※印にあるとおり、運営指針により再任回数は1回と規定します。

こちらについても、資料1-2、運営指針の20ページをお開きください。委員の再任について記載されています。四角囲みの下、本文の1行目ですが、読ませていただきます。「委員の再任については、第6期まで再任回数の上限を設けていたが、地域団体代表者等の再任が制限されているという課題等があるとした、新潟市区自治協議会のあり方検討委員会での議論を踏まえ、条例上、再任回数の上限をなくすこととしました。一方で、持続的な自治の推進

を実現していくためには、地域の諸課題に取り組む人材の育成・確保や多様な区民意見の反映といった点も考慮する必要があることから、委員の選任について定めた新潟市附属機関等に関する指針に基づきつつ、区自治協議会の判断で、各区の実情に応じた取り扱いができるものとする。ただし、公募による委員については、区民による区政への参画機会を確保するため、再任回数の上限は1回とする」という形で指針に記載しています。

次に、また資料1-1に戻っていただきまして、右側に移ります。「(2) 役割について」をご覧ください。1段目の、協働の要から派生した地域代表・実施主体としての役割を明確化し、役割の理解向上を図る、です。現在、自治協は、区民等と市との協働の要として、多様な意見を調整し、取りまとめを行うよう努めるものとなっております。改正後は、これらに加えまして、現在、自治協議会提案事業を行っていただいていることや、自治協議会の議論を地元に戻って地域活動に生かしていただくことなどを行っていただいています。それら地域課題の解決や情報の共有を、今回、新たに条例に落とし込むこととしました。

こちらの資料1-2、運営指針の42ページをお開きください。前の41ページから自治協議会関係の例規編が始まっています、42ページの中段、「第6条 区自治協議会の役割」です。第1項の最後の行ですけれども、「地域課題の解決及び情報の共有に努めるものとする」。こちらが今回、条例に新たに落とし込まれた部分になります。

また資料1-1にお戻りください。表の2段目です。諮問・建議事項を区の地域課題に関することとし、議論の活性化を図るということですが、現在の条例では、「区役所が所掌する事務」、「市が処理する区の区域に関する事務」、「市の事務処理にあたっての区民等との連携強化に関する事務」となっております。

これをより明確化したものが、資料1-2、運営指針の42ページ、第6条第2項に新たに記載された「区の地域課題のうち」です。

続いて、資料1-1の役割についての3段目、必須意見聴取事項についてです。必須意見聴取対象とする施設を、特に審議が必要な施設に絞ることで議論

の活性化を図ること、また区民への影響が大きい区役所庁舎等についても意見聴取できるようにすること、という2点を可能とすることが趣旨です。現在の条例では、公の施設という記載の仕方になっていますけれども、区民への影響が大きい施設のうち、市長が別に定めるものとして、具体例を運営指針に明示しています。

こちらについては、資料1-2、運営指針の37ページになります。上段に「(3) 諮問事項等の例示」ということで、「②必須意見聴取事項」の「イ 区役所が所管する施設のうち、区民への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項」として、対象となる施設を例示しています。

次に、資料1-1の最後ですけれども、「(3) 位置づけについて」です。今まで説明した委員要件及び諮問・建議事項を柔軟に決められるようにするためには、現在の地方自治法第252条の20第7項に基づく区地域協議会という位置づけでは制約があり、区地域協議会を超える役割を持つ本市の区自治協議会であるために、条例に基づいた独自の協議会としております。

最後に、条例の施行期日についてですが、平成31年4月1日としています。なお、次期委員の改正に向けまして、今年度内に推薦会議等の準備行為を進める必要があることから、これら準備行為については条例公布の日、平成30年10月1日からの施行としております。

なお、改正後の具体的な条文については、先ほどから参照している資料1-2「新潟市区自治協議会運営指針(第7期委員改選用)」の41ページに載っておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

以上が条例改正の概要ですが、本資料を用いて新潟市市議会市民厚生常任委員会において説明申し上げ、議員の方々からいただいた意見についても報告いたします。ご意見としては、「改正理由の、これまで以上に区の実情に合ったものにするに賛同はするが、この改正によりどのような形に変わっていくのか、これまで以上に情報発信してほしい」という意見や、「自治協議会は自治基本条例にも協働の要として位置づけられている重要な機関であることから、その役割の重さを十分に踏まえ、運営を行っていただきたい。また、条例改正

により、現在の位置づけ以上の役割が担保されるよう望む」。それから、「地方自治法第 252 条の 20 に基づく区地域協議会は本市と浜松市のみであり、むしろ、現行の地方自治法が自治組織の現状に合っていないと考えられることから、本市の経験も踏まえ、国へ改正の提言を行うことも検討してはどうか」。最後に、「地方自治法上の位置づけを変えることで、住民参加・自治機能の低下が生じないか懸念される」などのご意見をいただきました。

続いて、先ほどから参照いただいている資料 1-2 「新潟市区自治協議会運営指針（第 7 期委員改選用）」及び A 3 の資料 1-3 「区自治協議会運営指針（案）に対する各区自治協議会意見等」について説明します。説明の都合上、まず、資料 1-3 をご覧ください。運営指針については、先般の各区自治協議会において、制度改正に伴い見直すこととなる運営指針上の主な改正事項についてのご意見を伺ったところです。伺った事項は、委員の再任に関する取り扱い、オブザーバーの参加に関する取り扱い、必須意見聴取の対象とする施設に関する取り扱いの 3 点であり、この 3 点に対していただいたご意見及び意見に対する市民協働課の回答をまとめたものが資料 1-3 になっています。

詳細は割愛させていただきますが、多くが委員の再任に関するご意見でした。委員の再任については、各区の実情に応じて判断することとなっております。ただし、条例上、再任回数の制限はなくすこととしましたが、先ほど運営指針でも説明したとおり、人材育成や多様な意見の反映にも考慮しつつ、今後各区において検討を進めていただきたいと考えております。

最後に、資料 1-2 をご覧ください。各区自治協議会の皆さまからのご意見を反映した新潟市区自治協議会運営指針です。「（第 7 期委員改選用）」となっておりますのは、あくまで次期委員の改選作業を行うために作成した運営指針であるとの位置づけを明確化するためにつけたものです。そのため、次期委員の委員要件の確認や委嘱手続きについてはこの指針に基づいて進めますが、それ以外の事項については、引き続き現行の運営指針に基づくこととなりますので、ご注意ください。なお、来年 4 月以降の第 7 期自治協議会からは、この指針に則り運営していただくこととなります。

1 枚おめくりいただき、目次をご覧ください。第 1 章から次ページの第 4 章

まで、改正後の制度に応じた事務手続き等を定めております。特に、第7期委員の改選にあたっては、第2章に定められた手続きに沿って進めることとなりますので、その点のみご説明いたします。

指針の15ページをご覧ください。第2章「2 委員の選出手続」です。

「(1) 選出手続」、その下の点線の四角囲みにありますように、今回の改正により、区長は、委員の推薦にあたっては、区自治協議会による選出手続を経たうえで行うものとしています。その下、(2)の本文にありますように、各区自治協議会内に区自治協議会委員推薦会議を置くこととして、規則で規定しています。

次に、16ページです。「④推薦会議の役割」をご覧ください。推薦会議では、区自治協議会委員の構成の検討、各号委員候補者の選考を行い、その結果に基づき、区自治協議会へ団体及び委員候補者の推薦を行うものとしています。

17ページの⑥をご覧ください。区自治協議会での議決については、推薦会議から委員候補者の推薦を受け、その選考結果を尊重し、議決により委員候補者を決定します。推薦会議は、選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦するにとどまり、委員候補者の最終決定は区自治協議会が行います。

最後に、18ページの表をご覧ください。上段「公募による者以外」と下段の「公募」に分けてありますが、右から2列目の区自治協議会にあるとおり、委員候補者の議決を区自治協議会が行います。また一番右の列にあるとおり、区長が市長へ推薦を行い、市長から委員として委嘱されることとなります。

長くなりましたが、以上で区自治協議会条例の一部改正とそれに伴う運営指針の見直しについての説明を終わります。

座長（岩脇会長）

ただいま、事務局から区自治協議会条例の一部改正について説明がありました。このことについて、ご意見、ご質問等はありませんか。

秋葉区（杉本副会長）

委員の任期と再任回数との関係を少し区別してもらいたいのですが、再任回数



の上限を設けないということですよ。任期が2年ありますよね。通算任期は6年を上限とするということでもいいのですか。

事務局（松屋市民協働課長）

新潟市全般の附属機関に関する規定「新潟市附属機関等に関する指針」において、通算在任期間が6年と定められています。区自治協議会委員の任期は一期2年ですので、2回再任されることで計6年となります。

ただし、委員の再任についてはいろいろな議論、実情があるものですから、各区の自治協議会の実情に応じて、再任2回、通算任期6年を上限としないこともできることにしました。

秋葉区（杉本副会長）

今後は、同じ区の委員の中で、再任されない人、再任される人が出てくる場合もあるわけです。その際の判断の仕方について混乱は起きませんか。どういう人を再任するのかという基準、判断みたいなものはどうするのですか。

事務局（松屋市民協働課長）

その点は各区の自治協議会の実情によるものであり、例えば、通算任期は6年と定めましようとするのか、それとも、上限は定めないこととして、それぞれのコミュニティ協議会の判断にお任せしますというやり方もあるかと思いません。

各区自治協議会の委員推薦会議が各団体に出す推薦依頼の回答を見ながら、決めていただければと思っています。

座長（岩協会長）

委員の任期、再任については、まだ理解されていないと思われ。少し抽象的です。

もっと具体的な話をしますと、Aコミュニティ協議会の会則において、会長の任期は2期4年であったり、3期6年であったり、無制限という規定になっ

ていると、今言われたように、はっきり委員再任はできません。出身母体の会則がそうになっています。

行政側とすれば、その押しつけはできないため、各コミ協の実情に任せています。

秋葉区（杉本副会長）

分かりました。

事務局（松屋市民協働課長）

今、各区で任期に関する議論をしていただいているようですので、各区の情報が取りまとまりましたらまた皆さまにフィードバックしていきたいと思えます。

座長（岩協会長）

ぜひ、それを参考にしてください。ほかに何かご質問はありますか。

なければ、次の議題に入りたいと思えます。議題（２）「区自治協議会委員研修会について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局（今井市民協働課係長）

それでは、区自治協議会委員研修会について説明します。資料２－１をご覧ください。今年度の区自治協議会の全体委員研修は 11 月 21 日水曜日 午後 2 時から 3 時 30 分まで、秋葉区文化会館で開催します。

テーマは「魅力ある区自治協議会とするために」として、パネルディスカッション形式で行い、各区の取組みを区自治協議会会長又は部会長様からご紹介いただくことで、今後の委員活動や、委員の任期終了後の活動の参考にさせていただこうと考えております。

コーディネーターには、昨年度、区自治協議会のあり方検討委員会で副座長をお務めいただいた新潟医療福祉大学の渡邊敏文教授にお願いしています。先日、教授と打ち合わせを行い、各区の取組みについて共有することは今後の協

働の取組みの広がりにつながると、賛同をいただいております。

各会長等には、大変ご面倒をおかけしますが、昨年度から行ってきました区自治協議会のあり方検討の結果を委員の皆さまと共有し、また、コミュニティ協議会などの地域と自治協議会が連携してまちづくりを行う必要性について認識を持っていただこうと考えております。つきましては、現時点での各区の発表内容について、資料2-2にまとめておりますので、参考としていただき、発表の準備を各区地域課及び地域総務課の担当と進めていただきたいと思います。当日までコーディネーターと会長等パネリストが集まっての打ち合わせは予定しておりませんが、事前にコーディネーターへ発表の概要をお伝えするとともに、コーディネーターがパネリストの皆さまへ聞きたいことなどについての連絡調整を行いたいと考えておりますので、できれば今月中を目途に当課まで発表資料の提出をお願いいたします。

座長（岩協会長）

ただいま事務局から説明がありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

北区（倉島会長）

パネリストの所要時間は10分と聞いているのですが、その制限は。

事務局（今井市民協働課係長）

今、10分とおっしゃいましたけれども、10分は長いので5分程度と考えております。

発表だけで終わると一方通行になってしまうので、最初に全区から5分程度の、例えば、昨年度のあり方検討委員会を受けて部会でこのような議論をして、我々は自治協議会の活性化をこれからこのように行っていきますとか、コミュニティ協議会と連携し地域の提案をくみ取った弾力的な運用をしていますとか、そういった事例を共有していただきたいと思います。発表はあくまでも5分、それに対してコーディネーターの渡邊教授から、内容について質問である

とか、今後、どういうことをさらに行っていきますかという形で少し投げかけをしていただいて、その時間を各区5分くらい考えていますので、発表は3分から5分くらいを予定しています。

西蒲区（長井会長）

各パネリストの報告事項について、コーディネーターの方との情報共有はしなくてもいいのですか。

事務局（今井市民協働課係長）

はい。どのような内容なのかを今月を目途にお出しいただいた後、それをコーディネーターへ一旦お出しします。その後、コーディネーターから、各区へこのようなことを聞きたいというものを事前に聞き取りいたします。

当日、皆さんにいきなり質問を投げかけるのではなく、事前に回答をご用意いただく予定にしています。そのために、今月中に発表の概要を固めていただいて、11月初めに皆さまへコーディネーターからこういう意見がありましたということフィードバックします。当日は午後1時半にお集まりいただいて、そこで顔合わせをしたいとは思っていますけれども、事前の打ち合わせ等は今のところ考えていません。

江南区（小林会長）

これは今後の課題ではなく、過去の事例でいいのですか。

事務局（今井市民協働課係長）

そうです。

事務局（松屋市民協働課係長）

今後、こういうことを考えているということがおありであれば、それを発表していただいても結構です。

西蒲区（長井会長）

そこまでやるのですか。私どもはそこまで考えていないので、今までやってきたことでもよろしいですか。

事務局（松屋市民協働課長）

それが基本にはなりますけれども。

西蒲区（長井会長）

その点は各区とも同じでないと。ある区はこうだけれども、別の区はこうだとなるので、取扱いは一つにしてもらいたいのですが。

事務局（松屋市民協働課長）

基本は今までの取組みで結構です。

西蒲区（長井会長）

それでいいのでしょうか。

事務局（今井市民協働課係長）

あと半年で自治協議会委員を辞められる方もいらっしゃるかと思いますけれども、そういった方々が地域に戻ったときに、自治協議会はこういう活動をしていてコミュニティ協議会と連携しているとか、そういうことをお知りになってから地域に戻っていただきたいと考えています。

発表内容については、今までの取組みをメインにしていきたいと思いません。

ただ、内容については、提案事業ももちろんけっこうですが、自治協制度の改正を受けて、区自治協議会の仕組みそのものについても検討された区がありましたら、そういった部分にも、ぜひ触れていただきたいと考えています。

座長（岩協会長）

ただいま事務局の説明がありました。よろしく申し上げます。

西蒲区（長井会長）

次期委員の選考を進める中で困っていることは、コミ協選出委員と、コミ協以外の団体から選出された委員との意識が異なることです。

また、私はきっとその話が出るのではないかと思っていたのですが、女性委員の割合の問題もあるのです。

江南区（小林会長）

わたしの区もそうです。雑談で話していたのですけれども、いわゆる編成団体を若干見直す必要があるのではないかという話も出ているのです。そうしないと、本当にやる気のある人がいる一方で、ただ名前だけ出して参加している人もいるという状況もありますので、その辺を見極めないと今後の問題が出てくるのではないかという話はしていました。

西蒲区（長井会長）

会議に出てこれない委員もいます。それは、その委員が悪いのではなく、別に仕事を持っているものだから、なかなか仕事を休んではこられないという事情があるためです。それは会議の開催方法が悪いのだということになれば、話は別ですけれども。

また、団体の代表者は一定の任期が来ると替わるものですから、新しく委員となった方から「自治協議会へ行って何をすればいいのだ」みたいな話をいただくこともあります。

それは私どもで、少しずつ改善しなければならないと考えております。

小林会長がおっしゃったように、構成の問題を含め、検討していきたいと思っているのですが、私どもの調整部会には三役が入っていないのです。

座長（岩脇会長）

私も同意見ですが、会長がそういう実情を把握しておられるのであれば、正・副会長が助言するのも一つの方法ではないでしょうか。会議出席はだめというルールはありません。

Aという構成団体が出席しても発言しない、役割・任務が終わったのではないかと、その代わり別の団体を加えることによって活性化を図った方がよいのではないかとということであれば、事務局とよくすり合わせをして、会長として要望するという形でもよいのではないのでしょうか。やっちはだめだというルールはないのだから。そういう方向性で行かないと、またこういう問題が出てきます。推薦会議に全部任せてしまうと。

西蒲区（長井会長）

今おっしゃったように、推薦会議の委員は別枠なものだから、例えば我々三役が出る機会はないのです。本会議で案が出てきてもそういう話がないものだから。

意見を述べることができる機会があれば、言えるのですけれども。

中央区（田村会長）

極端な話になりますけれども、公共的団体等から選出された方が自分の分野のことばかり話をする、すると知らない人は、誰があの人を任命したのだという話にもなる。

西蒲区（長井会長）

全体的見直しをする時期に来ているのかなと思っています。

南区（小田会長）

南区では、常時見直しをしています。

区によっては、あり方検討委員会に準じるような動き、協議をされていると

ということも散見していますけれども、私どもは、長井会長のご心配とは全く逆で、正・副会長、あるいは選考委員長を交えて、このような方向性で進めたいのだけれども選考委員会のほうで検討してくれという、逆の形をとっています。

方向性は会長、副会長、それから事務局を含めてですが、まとめてしまって、この方向で選考委員会は具体的な検討に入ってくださいと。こういう形で示唆するつもりでいます。

西蒲区（長井会長）

そうやって進めれば、今の問題は解決できるかもしれないけれども。

調整部会だけを見ていくと、なかなかそこまでは。

南区（小田会長）

それでやってはいけないとは何も書いていないから。

西蒲区（長井会長）

書いてないけれども、これだけ読んでみたら入れないような状況に見えるのです。

事務局（市民生活部長）

全く問題ないです。正・副会長あるいは三役の方が選考に携わることにに関して、全く何の問題もないです。

事務局（松屋市民協働課長）

今回の条例改正の趣旨も、区の実情に応じた形で運営ができるようにしたいということですので、それは皆さまのほうで、よりやりやすいやり方をとっていただいて結構です。

書類上はこういう流れになりますけれども、そうではなくて、そこに至る過程でいろいろな話をされるのが大事なのではないのでしょうか。



西蒲区（長井会長）

それが行政のずるさなのです。悪いですけれども、皆さんベテランで私は行政のことはよく分からないけれども、ずるさなのです。

南区（小田会長）

先ほどの委員構成に関わることですが、議員の皆さん方の議論の内容をもう少しお聞きしたいのです。先ほどの報告だけだと、非常にいい感じで終わったなと思ってはいるのですが、私どもも延々と議論したことから。

江南区（小林会長）

ペーパーにさせていただくことはできますか。

事務局（松屋市民協働課長）

最終的には委員会の会議録として、ホームページ上で閲覧いただけます。

南区（小田会長）

地方自治法第 252 条についての取り扱い、あるいはそれが時代に則したものかどうかという議論など。

自治協議会の根幹になっているものが自治基本条例です。

いつも私は市長に申し上げていますが、自治をどう捉えるかということが、きちんと出てこないとだめなのですが、どうも最近、その議論がなされていないのではないかと考えています。

そして、最近特に出始めてきているのが、市民の概念、区民の概念です。

自治基本条例を制定するときも、市民の概念で一番もめました。

町が拓けていく、町が発展する、それから大勢の方が交流するための第一条件は、多様な方々が一つの町で暮らすということです。

そのために、区民の概念がどうあるべきかということも、議会で議論してくださるとありがたいと思っていたのです。ところが、今回は、どうもそれはなかったらうと。

それから地方自治法上の位置づけが変わることのデメリットについて、議会はどのようにとらえられたのか。これらのところを、口頭でいいですけども、お聞かせいただければありがたいです。

事務局（松屋市民協働課長）

議員からは、現在自治協議会が取り組んでいる提案事業は素晴らしいことだという認識を頂いておりますが、地方自治法第 252 条の 20 第 7 項に基づく協議会のままですと、法律に定められた附属機関としての役割のみに限定されることとなりますので、ここがやはり支障になると。

南区（小田会長）

やはりそこを指摘されましたか。

事務局（松屋市民協働課長）

はい。

また、自治基本条例上、自治協議会は「協働の要」とされているのだから、その役割の重さを十分に踏まえて、今後も運営していただきたいというお話もいただきました。

南区（小田会長）

市民の概念については、今回は出なかったのですか。

事務局（松屋市民協働課長）

お話は出ませんでした。

南区（小田会長）

例えば、中央区や西区ですと、学生の意見、学者の先生方の意見を広範に吸収したいという話がずっと出ていたのです。

学生も今は多様です。

特に、西区の新潟大学ですと、そう極端に留学生が多いとは言いませんけれども、地域によっては留学生にその立場を求めている大学もあります。あるいは、教授陣も多様な時代になっています。

そういう多様な意見、多様な人たち、それから多様な生活スタイルを、どう市民、区民として共有するか。新しい時代の自治協議会、あるいは自治のありかたということ、これから議論していかなければいけない。その中で活力を見い出していくことができるのではないかと。

行政評価委員会の中でもインバウンド、あるいは多様な人たちに対する備えが欠如しているという指摘もいただいたと思います。私どもも今回の制度改正をベースにして、今後、各自治協議会の中でそういったことを課題の一つとして頭の中に入れておく必要があるのではないかと考えています。

座長（岩脇会長）

ほかに何かありますか。無ければ、質問、意見等をここで打ち切らせていただきます。

それでは、事務局にお返しします。

事務局（加藤市民協働課長補佐）

大変ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、市民生活部長の野島よりごあいさつをいたします。

事務局（野島市民生活部長）

議事は終わったのですが、その他の連絡事項ということで、1点申し上げます。

先ほど女性委員割合の話も出ましたが、来週早々に、区自治協議会における女性委員候補者の選定についてということで、積極的に女性委員候補者の選出をお願いしますという文書を出します。

そこで、今までの議論、再任の回数上限を取り払いましょうという議論と、

一見矛盾するようなことが起きてくるので、そのあたりについてのご説明をさせていただきますと思います。

現在、おかげさまで、8区の平均女性割合が41.1%まで来ました。

委員改選のたびにお願いしております、最初は10パーセント不足だったものがここにきて40パーセントを超えました。女性委員が増えたことで、例えば、日ごろ具体的な活動を担っている方が委員となって会議に参加することのメリットですとか、会議が活性化するようになったという、良い影響がいくつもあったことは皆さまもご存知のとおりだと思います。

その一方で、昨年度から続く自治協議会のあり方検討の中で、地域団体の代表者ではない方が委員となっていることで、団体や地域を代表する発言がどうもできていないのではないかとすとか、あるいは、会議で伝えられたことをきちんと地域や選出団体に持ち帰っていない方もいらっしゃるのではないかとという現状もご報告をいただいていたました。

それはもちろん、女性だからということではないのですけれども、やはり地域の本来の代表者が自治協の委員として出てきたほうがいいのではないかとということで、再任回数の上限を撤廃しましょうという議論までいったわけです。

地域で責任ある立場に就いていらっしゃる方が男女半々になり、その長をそのまま委員として推薦することで、自治協議会の委員も男女半々になるというのが理想の姿ではあるのですけれども、長という名のつく職に就いていらっしゃる女性がまだまだ少ない中で、地域の中でも長という名のつく女性が半々になるまでの暫定的な期間、積極的な是正措置として、女性をある程度積極的に選出していただきたいと、これはお願いするしかないのです。

では、具体的にどうすればいいのか、どちらを優先的に考えればいいのかということになると思うのですけれども、こればかりは具体的にこうしてくれという話はできませんので、例えば、現在、あるいは過去の委員経験者の中の女性で、この方は本当にしっかりした議論に加わっていただけたという方については、そのまま、あるいは再び委員としてご活躍いただきたいと思っています。

あるいは、現状、代表には就いていないけれども、委員として会議に加わったことで力をつけてもらえた、あるいは力をつけてもらいたいという女性がい

らっしゃったならば、ぜひ積極的にご推薦いただきたいと考えております。

それこそ、実情に合ったやり方で、少なくとも今の女性委員の数を下回らないように、ぜひお願いしたいというのが心の半分側のお願いです。もう半分側は、そういう闊達な議論に参加できる、責任を持った発言ができる方に就いていただきたいというのも、本心からの本音が二つあるのですけれども、よろしくをお願いします。

本日は、長時間にわたり、本当にありがとうございました。

事務局（加藤市民協働課長補佐）

それでは、これをもちまして平成 30 年度第 2 回区自治協議会会長会議を閉会いたします。皆さん、長時間、大変ありがとうございました。